明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（厚生労働二五）　一

〔告　示〕

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六八）　三
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同六九）　一四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同七〇）　一九五
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同七一）　二〇九
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七二）　二四九
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七三）　三一三
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同七四）　三五一
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同七五）　三五二
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同七六）　三五三
○飲食店営業（めん類）の振興指針の全部を改正する件（同七七）　三六七
○旅館業の振興指針の全部を改正する件（同七八）　三七〇
○浴場業の振興指針の全部を改正する件（同七九）　三七四

省令

○厚生労働省令第二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月五日　厚生労働大臣　長妻　昭

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「の場合において患者から求められたときは」を「に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

第五条の二に次の一項を加える。

3　前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

第二十条第二号ニ及び第二十一条第二号ニ中「考慮するよう」を「考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に」に改める。